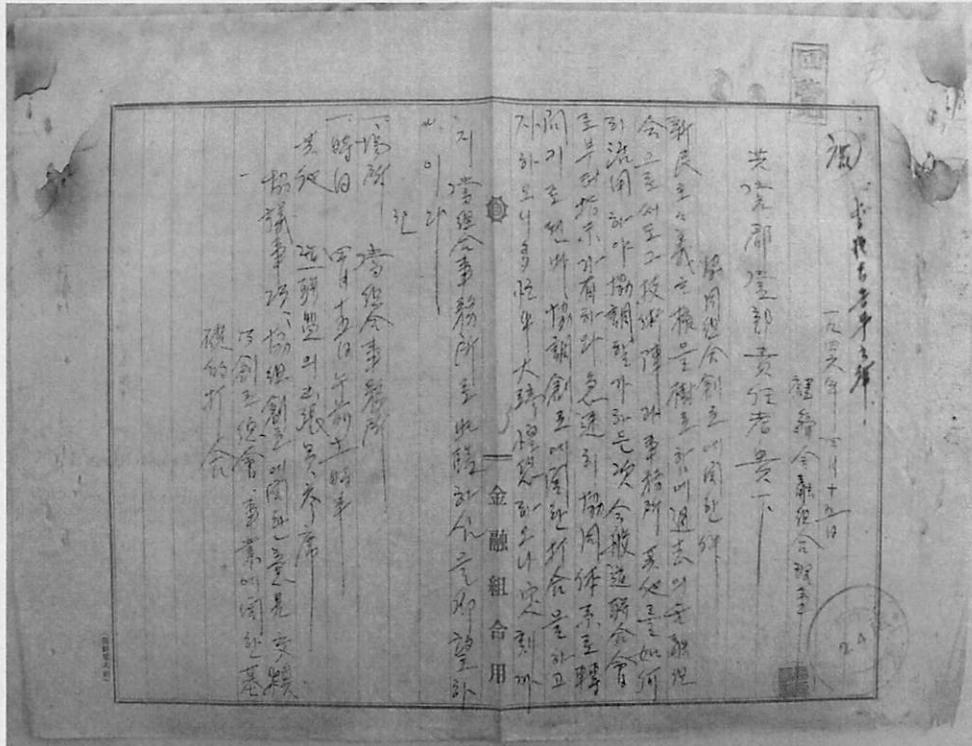


アーカイブズ・ニューズレター No.6

2007年3月

Newsletter of the Department of Archival Studies
National Institute of Japanese Literature
National Institutes of the Humanities



北朝鮮で作成されていた文書。日本の公文書と様式・書式が全く同じである。なお罫紙は日本時代のもの。(11頁参照)

目次

〔メッセージ〕

大学共同利用機関におけるアーカイブズ 平田 光司…………… 2

〔アーカイブズ研究ノート〕

・地主・温泉・佐久間象山 山本 英二…………… 5

・伊豆韭山江川家文書の史料群構造の特質 戸森麻衣子…………… 8

・北朝鮮に残された日本資料
米国立公文書館所蔵“Captured Korean Documents”から
見る戦後東アジア 加藤 聖文……………11

・「阿波国蜂須賀家文書」幕末・明治期史料の公開 久住 真也……………13

〔アーカイブズ研究批評〕

書評 国際アーカイブズ評議会建築記録部会編、安澤秀一訳
『建築記録アーカイブズ管理入門』 倉方 俊輔……………15

大学共同利用機関におけるアーカイブズ

総合研究大学院大学 葉山高等研究センター教授 平田 光司

1. はじめに

国文学研究資料館をはじめ、総合研究大学院大学（総研大）の基盤機関はそれぞれの分野で日本を代表する研究所であり、大学共同利用機関という非常に特色のある組織でもある。最初の大学共同利用機関である高エネルギー物理学研究所（現高エネルギー加速器研究機構）は1971年に設立された。大学共同利用機関の先駆的形態は大学附置の全国共同利用研究所・施設であった。これは京都大学基礎物理学研究所（1952年創設）が最初のものであった。

共同利用研究所、研究機関は大型科学装置や豊富な研究資料を研究者に提供する研究センターであるだけでなく、全国の研究者コミュニティ（その多くは大学の研究者）の中核として、共同研究などの研究交流、人事交流を進め、その運営にあたっては研究者コミュニティの意見が反映できるものとして構想された。大学附置全国共同利用研究所の場合には、学外の研究者の意見を取り入れることが原理的には大学の自治と矛盾することを理由に学内からの反対論があった。大学共同利用機関の場合には政府に直結することで研究者の意見が反映されにくくなる可能性から研究者コミュニティ内に反対論もあった。しかし、最初の大学共同利用機関ができてから30年以上が経過、その数も20近くなり、大学共同利用機関は日本の特に基礎学術において確固たる地位を築いている。当初反対論の理由となった政府との直結についても、大きな予算を必要とする研究について政府と研究者コミュニティが直接交渉できることのメリットのほうが大きいことが判ったといえるだろう。

大学共同利用機関が自分たちの果たして

きた役割を常に自己評価し、それを社会に問うことは当然の社会的責任である。2004年の法人化を経て大学共同利用機関は機構等に再編成され、その役割について新たな視点からの検討も必要とされている。それには、これまで果たしてきた役割を多面的に評価できるだけの歴史資料が必要となる。法人化を契機に史料アーカイブズの必要性は強く認識されるようになってきている。

2. 大学共同利用機関におけるアーカイブズの現状

現時点において高エネルギー加速器研究機構（KEK）、自然科学研究機構核融合科学研究所（NIFS）、自然科学研究機構分子科学研究所（IMS）にはアーカイブズを担当する部署が設置されている。ほかにも、業務の一部にアーカイブズを持つ部署ができてきた。

高エネルギー加速器研究機構では2002年度より作業部会を設け史料室のあり方の検討を始めたが、事実上アーカイブズの仕事に着手していた。制度上の措置としては、法人化にともない国際・社会連携部が設けられそこに史料室が設置された¹。高エネルギー加速器研究機構及びその前進の研究機関の研究と運営に関わる歴史的資料の収集整理を行いその利用の推進をはかることを目的としたものである。作業部会発足以前からも、高エネルギー加速器研究機構の首脳部は様々な観点から研究機関アーカイブズの必要性を認識していた。ヨーロッパにおける高エネルギー物理学の中心である欧州原子核研究所、米国の中心であるフェルミ国立加速器研究所には立派なアーカイブズが存在していることから、日本の立ち遅れは目立っていた。高エネルギー加速

器研究機構の内部にも高エネルギー物理学を歴史的に検討しようというグループが生まれ、歴史資料アーカイブズの必要性が強く認識されていたので、史料室を担当できる研究者がすでに存在したことも大きなメリットであった。

核融合科学研究所（NIFS）では、1999年より名誉教授を中心に核融合研究に関する史料調査を共同研究として立ち上げ（研究代表者：西尾成子・日大教授）、NIFSの前身の一つである旧名古屋大学プラズマ研究所（IPP）の資料を中心にデータベース化を進めている。IPPでは、早川幸男教授（元名古屋大学学長）を中心に1982年から核融合研究の歴史調査を始めていた²。1989年のNIFS創設に伴い、伏見康治IPP初代所長の資料や庶務部の文書資料が1994年にNIFSに運び込まれ、アーカイブズ活動が始まったが、研究所の一部で名誉教授等がボランティアで目録を作成するという状態であった³。その後、2005年1月には核融合アーカイブ室が正式に発足した。その趣旨は「日本の核融合研究に関する史料を恒常的に調査、収集、整理および保管し、また適切に研究者等に公開することを通じて、核融合研究に対する歴史的評価と社会に対する説明責任を果たすため」となっている⁴。

NIFSの動きは自然科学研究機構が平成16年～平成22年の中期計画に「各専門分野における社会に対する説明責任と研究評価に資するため、研究所アーカイブズの整備を行う」と明記するという積極的な姿勢に呼応するものであり、IMSの動きにも通じるものである。IMSでは2006年1月1日に史料編纂室を発足させた⁵。これは次に述べる総研大葉山高等研究センターの要請に応えたものでもある。発足後には総研大およびNIFS、KEKと協力しつつ、順調に整備が進んでいる。

また、自然科学研究機構基礎生物学研究所は2005年に連携・広報企画運営戦略室を発足させたが、国際研究集会の運営、広報とならんでアーカイブズも業務としてい

る。

大学附置の全国共同利用研究所では東京大学宇宙線研究所が2005年にアーカイブズを設置した。

3. 総合研究大学院大学の動き

総研大では2004年の大学法人化に伴う機構改革の一環として葉山高等研究センター（以下、センター）を設置し、菅原寛孝理事がセンター長として就任した。新センターの研究事業の一環として「大学共同利用機関の成立に関する歴史資料の蒐集とわが国における巨大科学の成立史に関する研究」（略称：大学共同利用機関の歴史）を発足させ、筆者が責任者となった。それまで、旧教育研究交流センターで進められていた「科学と社会」等の研究において、実証的な研究に必要な歴史資料が貧弱で自分たちの所属する研究機関の史料すら満足に無い、という状況への反省に基づくものでもあった。その目的は以下のようにまとめられた。

大学共同利用機関の果たしてきた役割を学問の内部史としてのみならず、また個々の大学共同利用機関の歴史としてのみではなく、大学共同利用機関という制度を全体として歴史的、社会的な観点から理解することは、将来の学術の発展のためにも必要な作業である。

大学共同利用機関の歴史的社会的研究を行うための基礎資料としては、まず記録文書が欠かせない。しかし、他にも、各種デジタル資料、大学共同利用機関の創立に関わった人たちへのインタビュー、現在の大学共同利用機関における参与観察など、多様な手段も利用可能である。

総研大では以下の提案を各研究科教授会などを通じて呼びかけた。

- (1) 各機構、研究所で歴史的史料を保存、整理、公開するための部署（史料室）をもうける。
- (2) 各史料室は独自に活動するが、史料の互換性、相互参照性をはかるため、センターに大学共同利用機関史料研究

の部門をもうけ、交流、連絡をはかる。

- (3) センターは史料アーカイブのための技術的な研究、サポート（講習会）等を通じて、統一したデータベース構築を目指す。また、成果の研究者等への公開の窓口となる。

教授会の反応はそれぞれであったが、総研大としては、すでに組織的活動のあるKEKとNIFSを両輪に、史料資源共有化の方法の具体的検討に入った。共同研究者であったSharon Traweek氏（UCLA）の紹介により、米国各地のアーカイブズを視察し、特にカリフォルニア・デジタル・ライブラリ（CDL）のオンライン・アーカイブス・オブ・カリフォルニア（OAC⁶）が模範とするに足るものと認識された。そこで用いられている、EAD⁷を用いることが基本的に合意されたが、難しい問題もあった。ひとつは日本語環境で使われるEADが未整備であり、そこから始めなければならないとするとあまりにも負担が大きすぎることである。しかし、その後、国文学資料館アーカイブズ研究系の五島敏芳先生が日本語環境におけるEADを実用化していることを知り⁸、それに依存することにしてEAD化への道が開けた。現在はKEK、NIFSの史料のEAD化を進めており、近い将来、EADによるシステムを一部公開できる見通しである。

4. 何をアーカイブするか

歴史資料として何を残すかは、基本的には研究機関・史料室ごとのポリシーによるものである。論文や公式記録は図書室に残されるものであり、公文書は情報公開法により一定期間保存される。アーカイブズとしてはそれ以外の貴重な史料も対象となる。そこで収集する史料の範囲は次のようなものになるだろう。

- (1) 研究機関アーカイブズ：現研究機関および前身となる研究機関（関連機関）の研究と運営に関わる史料、および情報公開法による保存期間の過ぎた重要文書。

- (2) 研究アーカイブズ：関連機関が我が国で中心的役割を果たしてきた研究分野に関わる史料。

- (3) 研究者アーカイブズ：関連機関および研究分野の発展にかかわった個人に関する史料。

上記(1)は機関アーカイブズの基本であるが、研究所の重要な決定について、何が決定されたかだけでなく、どのような議論があってその決定に至ったのか、というところまでを史料として残す必要があるだろう。有力ではあったが実現しなかったプロジェクトなども重要な対象となる。なぜ、どのような時点で実現しなくなったのか（研究所内部の反対による、外部の反対による、文科省が予算をつけなかった、など）が分かるような史料は歴史的な価値の高いものであるが、発掘が難しい場合もあるだろう。(2)は学説史や、学問の内部史に関連するものが中心となるが、研究室における議論の概要や、異なるグループ間の論争などの記録は貴重である。素粒子物理学を例にとれば、ある新現象が発見されたという主張が、最初は有力であっても、さまざまな議論の中で否定されて行くこともあるが、そのような過程を再現できる史料はそうあるものではない。

(3)の「個人に関する史料」についてはさらに問題のあるところだ。科学研究においては、個人を表に出さないことが習慣となっており、科学者はなるべく抽象的存在であろうとする。日本の物理学者では仁科芳雄（仁科記念財団の仁科記念文庫など）、湯川秀樹（京都大学基礎物理学研究所の湯川記念資料室）、朝永振一郎（筑波大学朝永記念室）などのビッグネームには対応する資料室も存在するが、普通の科学者の場合、残すものは論文のみであるといっても過言ではない。研究所を退職する場合には「立つ鳥あとを濁さず」のように、すべての記録、痕跡を消して論文だけが残るのが「美しい」と考えられているようだ。これは特に日本に強い傾向かもしれない。しかし、研究は人間が行うものであるので、研

研究所の歴史、研究の歴史を生き生きと記述するには、具体性のある（顔の見える）人間の記録を欠くことはできないと筆者は考える。個人的日誌や書簡なども入手できれば保存すべきであるが、上記のような文化的バリアーもあり、また研究機関のアーカイブズは(1)を中心とするものであって、個人の資料は除外する、という考え方もあって、なかなか難しい点がある。

文書資料だけではわからない点を補うものが「オーラルヒストリー」と「科学映像」である。オーラルヒストリーとはインタビューによって個人のライフヒストリーや世界観などを記録するものである⁹。しかし、史料からは分からない点について経験者の話しを聞き、事実確認することも含まれる。科学映像では文章や設計図だけからは分かりにくい装置の様子などが一目瞭然となる。オーラルヒストリーも話者の映像を同時に記録するようになってきており、映像の役割は増大している。

総研大としては(1)(2)(3)すべてが重要と考えている。また、文書資料だけでなく、オーラルヒストリーや映像によって、生き生きとした歴史資料を残したい。しかし、史料室にはマンパワーの制限もあり、基盤機関史料室としては文書史料をアーカイブしてだけで精一杯という場合も多い。逆に総研大自体は歴史も浅く、文書史料はあまり無いので、オーラルヒストリーや映像に重点を置いたアーカイブ活動を行い、基盤機関史料室と相補的な機能を持つようにしている。映像やオーラルヒストリーは大学側で作業を進め、ノウハウが蓄積されたところで基盤機関の活動にも広げていく、というのが現実的であろう。

大学共同利用機関のアーカイブズを進めるにあたっての最大の障害はアーキビストの不在である。米国の科学研究機関、大学にはアーキビストが活躍しており、養成する学校もある。日本でもアーキビスト養成にむけての動きがあるが¹⁰、それを待ってもいられないので、総研大のアーカイブズ関係者の何人かは国文学研究資料館の開催

しているアーカイブズ・カレッジ（長期コース、短期コース）に参加させていただき、大いに助かっている。各基盤機関の史料室にアーキビストがいることが望ましいが、それは将来の課題として総研大がアーキビストを雇用し、基盤機関アーカイブズの相談にのれるような体制を作れるよう努力している。

5. なぜアーカイブするか

自然科学研究機構が中期目標に研究所アーカイブズの整備を盛り込んだことは画期的な意味がある。アーカイブズが重要であることの認識と、人と予算を配置して史料室を設置することとの間には大きな距離がある。どこも研究者が不足しており、定員削減の逆風の中で史料室を設置するのは難しい。「人手があまっているのか」という誤解すら与えかねないということもあるだろう。すでにアーカイブズを発足させた機関でも、一般の研究者の認知度はまだ不十分だし予算も人員も足りない。

総研大では基盤機関にアーカイブズを設置することを要請したが、研究機関としての「社会的責任」や「アカウントビリティ」というだけでは、どうも説得力が足りないと感じている。アーカイブズをしないと損だ、と思わせる仕組みは無いものだろうか。

総研大基盤機関における議論を見ると、「いわれなき非難を受けた場合に事実に基づいて反論できる材料が必要」「将来計画に資する」という意見は大きい。また、研究所の歴史や研究分野にかかわる歴史展示を開催する、さまざまな問い合わせに答える、ということも実際に行われている。これらは研究所の広報活動や研究者ソサエティーのアイデンティティー形成に役立つであろう。大学アーカイブズが学生のアイデンティティーの形成に重要な役割を果たしている¹¹のと似ている。アーカイブズは将来の歴史家のために行うものではなく、現在の研究所の活動にとって不可欠な活動である。

総研大の研究活動「大学共同利用機関の歴史」は、総研大の強みをいかした文理融合型の研究になっている。国文学研究資料館アーカイブズ研究系の先生方（安藤正人、青木睦、五島敏芳の諸氏）の協力に支えられているところが大きい。感謝するとともに、今後のさらなる協力をお願いしたい。

注

- 1 高岩義信「高エネルギー加速器研究機構史料室の報告」、総合研究大学院大学「共同利用機関の歴史とアーカイブズ2004」（2005）（以後、アーカイブズ2004）、257頁。
- 2 事業報告書「我が国における初期の核融合研究に関する調査—資料目録」（1983年3月、提案者：早川幸男、事業責任者：長尾重夫）。木村一枝「核融合研究のアーカイブズ」、アーカイブズ2004、243頁。
- 3 同じような状況で運営されてきた東京大学物性研究所（全国共同利用研）の「物性研究資料室」は、同研究所の移転にともない閉鎖されてしまった。（日本物理学会物理学史資料委員会のホームページ（<http://www.soc.nii.ac.jp/jps/jps/gakushi/siryoui/kaihou.html>）による）。
- 4 松岡啓介「核融合アーカイブ室の紹介」、アーカイブズ2004、234頁。
- 5 薬師久弥「分子研「史料編纂室」の開設」、分子研レターズ 54 August 2006。
- 6 <http://www.oac.cdlib.org/>
- 7 坂口貴弘「アーカイブズ情報のためのメタデータをめぐる動向」、アーカイブズニュースレター No. 5 (2006)。
- 8 五島敏芳「国文学研究資料館の歴史資料関係データベース」、総合研究大学院大学「共同利用機関の歴史とアーカイブズ2005」（2007）（予定）。
- 9 加藤直子：「総研大におけるオーラルヒストリーの展望」、総合研究大学院大学「〈科学・技術・社会〉論の構築」（2005）。
- 10 高山正也「他山の石か前車の轍か」、アーカイブズニュースレター No. 3 (2005)。
- 11 永田英明「「大学アーカイブズ」をめぐる視点」、アーカイブズニュースレター No. 2 (2005)。

地主・温泉・佐久間象山

客員助教授 山本 英二

はじめに

わたしは、2003～06年度までの4年間、国文学研究資料館アーカイブス研究系（国立史料館）による科学研究費補助金基盤研究B「日本近世・近代の地主・名望家を中核とした地域史料の総合的研究」（研究代表・丑木幸男）の研究分担者のひとりに加えていただき、調査・研究をする機会に恵まれた。またこの科研費による研究成果は、毎年定期的に開催される館内の「経営と文化に関する研究会」でも、科研メンバーによる研究報告がなされており、大きな刺激を受けることができた。そして2006年度は、4年間の調査・研究の総括の年度にあたるので、この間に感じたことを簡単にまとめてみたい。

科学研究費と近世史研究

この科研の研究目的は、近世から近現代に至る地主・名望家文書という地域史料を中核にして、記録史料学・書籍史料学・歴史学・美術史学との学際的な共同研究を実現することにある。具体的なフィールドは、17世紀後半から成長し、戦前には長野県最大の地主となり、貴族院議員を務めた地域名望家の信濃国高井郡東江部村（現・長野県中野市）の山田庄左衛門家である。山田家文書は、現地の山田家と国文学研究資料館アーカイブス研究系に、それぞれ保存されている。

また現地所蔵分は、中野市教育委員会『東江部村山田庄左衛門家文書目録』Ⅰ～Ⅲ（既刊1冊）が、アーカイブス研究系所蔵分は、史料館『信濃国高井郡東江部村山

田庄左衛門家文書目録』その1～4（既刊3冊）が刊行される予定である。

地主制の研究といえば、古島敏雄編『日本地主制史研究』（岩波書店、1958年）に代表されるように、戦後歴史学の黎明期を主導した研究テーマである。戦後社会の民主化や封建遺制を克服するための現代的な課題として近代以降の寄生地主制や近世の村方地主制などの研究がおこなわれたのである。

では半世紀を経て、21世紀のいま、なぜ地主制研究なのだろうか。乱暴な言い方になるが、かつての地主制研究は社会経済史的な視角から分析し、結果として地主を近代天皇制を下支えする、あたかも諸悪の根源であるかのように位置づけていた感がある。

しかし緻密な記録史料学による文書整理と目録編成、書籍史料学や美術史学との学際的な協業による多角的な調査、そして1990年代以降の近世史研究では、地域社会論が隆盛を迎えていることも、地主制について都市と村落の関係を含み込んだ地域社会総体のなかに歴史的に位置づけることが現在では可能になっている。つまり新たな視点による地主制研究が期待されるのである。

ところで日本の近世史が地域社会に関心を向けるのは、何も今に始まったことではない。たとえば1960年代以降の各都道府県や市町村単位の自治体史編纂では、「地方文書」と呼ばれた近世文書の発掘と目録編成が盛んにおこなわれ、その成果は自治体史の叙述にとどまることなく近世史研究

に還元され、膨大な論文を生み出してきた。

しかし1990年代以降は、バブル経済の崩壊をきっかけにして、新自由主義の潮流に学問研究は飲み込まれていく。いわゆる平成の市町村大合併は、多分に市町村の運営の効率化や国の財政問題に起因しており、自治体史編纂などの文化事業は軒並み縮小を余儀なくされるなど、地域を取り巻く環境は厳しさを増す一方である。

これは大学も同じである。わたしの勤務する信州大学は2004年に法人化され、より一層の効率的な運営を要求されている。研究経費でも科学研究費をはじめとする競争資金を外部から獲得することが至上命令である。当然ながら外部資金は、短期間（3～5年）で費用に見合うだけの効果を求めてくるので、地道で長期の史料調査が不可欠な近世史研究には厳しい面がある。10年あるいは20年単位で計画される自治体史編纂が、近世史研究の発展に果たしていた役割の大きさが改めて実感される（もちろんいくつもの自治体史を抱えることの弊害も少なくなかったが）。

生活体験と共同調査

自治体史編纂にかかわって登場したのが科学研究費などによる共同研究である。共同研究は、短期間での成果を要求されることも問題だが、どうしてもひとつの史料群を複数で研究する場合、各人の意識が時代に規定されるため、興味関心が特定のテーマに集中しがちになる。またとりあえず与えられた課題を消化することで済ませてしまい、案外と成果があがらない欠点もある。それに科研では、研究代表者や研究分担者がいくつも重なると、年度末には報告書執筆に苦しむことになる。

しかし山田家の調査は、わたしにとってこれまでの共同調査とは違った成果と感慨をもたらしてくれた。それはほかでもない

山田家の立地する中野市は、わたしが生まれ育った長野県下高井郡山ノ内町に隣接しており、生活体験を持った地域におけるはじめての研究となったことである。わたし自身、大学入学以来、目録編成をとまなう史料調査は静岡県、山梨県でおこなってきたし、現在は長野県松本市や木曾地方で調査を継続しているが、生まれた場所での調査・研究は、いままでやったことがなかった。やってみて感じたのは、やはり生活体験のある地域での調査は、単に文書に書かれている事実だけではわからない、いってみれば史料の行間を読むことができるということである。史料に出てくる人名や地名が調べなくともわかることが史料解説に役立つのである。いままで調査はできるだけ主観的にならないで客観的に調査できることを心がけてきたけれども、村役人の子孫などがどこの誰で、今何をしているのかを知っていると、文書群が有機的につながってくるという経験は新鮮だった。

山田庄左衛門と温泉旅館家賃一件

具体的な話をすると、わたしが今回の調査で興味を持ったのは、天保13年(1842)から弘化3年(1846)まで高井郡東江部村(幕府直轄領)の山田庄左衛門と高井郡杓野村渋湯組(松代藩領)の忠右衛門との間で争われた家賃一件で、山田家が忠右衛門に貸した150両が返済不能となり、担保にしていた温泉旅館の明け渡しを求めた事件である。天保末年には、山田家では金銭貸借の整理を進めていたようで、多くの貸金出入りが確認できる。

その意味では、この家賃一件もありきたりの訴訟なのだが、杓野村はわたしの両親の先祖が代々居住したところであり、わたし自身も18歳まで過ごしたところである。そうした目で見ると、忠右衛門というのは、現在でも渋温泉で津幡屋という温泉旅館を

営む温泉きっての老舗で、しかも天保年間の忠右衛門は、娘を失うなどの幾多の困難を乗り越えながらも、杓野山(現・志賀高原)にある大沼池から用水を引き、新田開発を進めた郷土の偉人なのである。

もちろん一連の文書には、忠右衛門を取り巻くこうした情報は一切出てこない。しかしわたしの生活体験から、その借金が用水開発に関連することが容易に知れたのである。忠右衛門は、借金の返済を延期し、温泉旅館を手放さずにすむように様々な努力を払い、杓野村の村役人も、彼を一貫して擁護し続ける。そのため争論は、天保13年に幕府評定所に持ち込まれた。忠右衛門は自らを欠落して行方不明であると偽装し、訴訟には代理人に公事師を立てて、借金返済の免除を求めた。結局翌天保14年(1843)に、まず50両を返済し、残り100両については親類の温泉旅館を改めて家賃に入れ、返済を3年間猶予することで内済となった。しかし一向に借金は返済されなかったため、弘化3年に今度は松代藩へ訴訟は持ち込まれることとなった。

ちなみに近世の訴訟を研究する場合、原告である訴訟人と被告である相手方の双方の史料が残存しているかどうかが研究成果を左右する。さいわい松代藩の場合には、国文学研究資料館アーカイブス研究系に膨大な文書が保存されている。しかも松代藩の場合、藩政文書のなかに多くの村方文書が含まれているという特徴がある。そして弘化3年の山田庄左衛門と忠右衛門の家賃出入一件は、この松代藩文書のなかに残されていたのである。文書(史料№あ727)には、家賃証文からはじまって、原告・被告の双方が提出した各種訴状、さらには松代藩の役人と中野代官所の代官手代の往復書簡が写し取られている。また稟議書には担当役人の意見を記した付箋(下札)までも写されていて、松代藩の意志決定過程が

詳細に判明する。ここに担当役人の一人として佐久間修理こと象山が登場するのである。

民政家としての佐久間象山

佐久間象山が登場するのは、郡中横目役(天保14~弘化元年)と三ヶ村(湯田中・杓野・佐野)利用掛(弘化元~嘉永4年)に就任しているからである。象山は一般に洋学者・思想家として知られているが、当時は、松代藩領杓野山奥御林(現・志賀高原)を学問の実践の場として、湯治客の尿尿を利用した硝石採集、馬鈴薯や人参の栽培を試みるなど、天保期における藩政改革の旗手であった。忠右衛門は用水堰開鑿により杓野村の新田開発を進めた功労者であり、経営する温泉旅館は象山の定宿のひとつでもあった。くわえて象山による杓野山の实地踏査では道案内をするほどの間柄である。当然ながら象山は、忠右衛門擁護の立場から交渉を進めている。松代藩側は、忠右衛門にはあちこちに莫大な借金のあることを承知しており、もしまだ忠右衛門の偽装欠落が露見すると、すでに示談した他の借金にまで影響が及びかねないと苦慮している。

象山は、松代藩の稟議書において、「智者もその後を善くすることあたわず」と『孫子』作戦篇の一節を引用しながら長文の付箋を添付して私見を展開する。金銭貸借争論の稟議書に、長文の付箋を書き連ね、あまつさえ漢文の一節、それも兵法書を引用しているのは、いかにも象山らしい。結局争論は、弘化3年12月7日に内済となり、残金100両を65両に減額し、30両は内済の当日に支払われたのである。ただ象山はこの解決方法にやや不満だったが、それまでの苦心に免じて決定に従ったようである。

ところで象山は、嘉永元年(1848)、藩

政改革ともなう収奪強化と度重なる沓野山検分の人足徴用に業を煮やした沓野村民による強訴事件（沓野騒動）を引き起こし、やがて嘉永4年（1851）、三ヶ村利用掛を罷免される。いってみれば強烈な個性の持ち主である象山は藩政改革を自らの学問の実践の場とすることに失敗したのであり、松代藩における宝暦の藩政改革を主導した恩田木工のようにはなれなかったのである。しかしその後の幕末の思想家としての佐久間象山は、この民政家としての失敗によって生み出されたともいえない。

地主経営と温泉

この一連の訴訟は、視点を変えるとまったく別な側面が浮かび上がる。それは温泉である。山田庄左衛門が、再三借金の担保として忠右衛門の温泉旅館にこだわったのは、なにも旅館の不動産価値だけに理由があったわけではない。それというのも、忠右衛門の旅館は波湯組にある温泉寺の借地に建てられたもので、仮に庄左衛門が家質を手に入れたとしても、それは単なる永小作権を獲得するにとどまる。ではなぜ温泉なのか。まず考えられるのは、山田家では地主経営によって集積する小作米などの少なくない部分を酒造業に回していたことから、醸造された酒の販売先に温泉の湯治客を想定していたのではないかということである。調べてみると山田家は、享保期にも沓野村波湯組（波温泉）で酒の販売を試みたことがある。このときには湯治客だけでなく、遠く国境を越えて買い出しに来る草津温泉の商人を主な取引相手としていた。山田家にとって近隣の温泉は、多角的な地主経営にとって重要なものだったといえよ

う。さらに佐久間象山は、三ヶ村利用掛在任期間中に、熊の湯温泉を発見している。この熊の湯温泉は、きれいな緑色の硫化水素泉で知られる珍しい温泉である。

温泉といえば、山田家が立地する北信濃地域は、湯田中・渋温泉、野沢温泉、山田温泉、赤倉温泉などがある全国屈指の温泉地帯でもある。ところが温泉という地域特性を考慮した近世史研究はこれまでおこなわれなかった。というより日本史研究では、戦前・戦後を通じて温泉史はほとんど顧みられないことのない分野だったのである。とはいえ最近では医療史や観光史の観点からの研究が見られるようになってきた（山本英二「日本近世温泉史研究の現状と課題」『民衆史研究』第67号、2004年参照）。戦後歴史学、なかでも近世史研究は現状課題の解決を命題とし、民衆側の視点に立脚した階級的立場を大切にしてきた。こうした状況にあっては温泉などは、権力者や富裕層が楽しむ物見遊山でしかなく、現状課題に直結しない趣味的なものでしかない。こうした空気は、いまでも決して皆無ではない。

温泉史研究から地域連携へ

とはいうものの、最近では温泉に関する歴史研究も重要だとわたしは考えている。それというのも、法人化された国立大学は、研究、教育、大学行政とならぶ4番目の役割として地域を掲げるようになってきた。地域貢献というおこがましいので、地域連携といいかえるが、地域にある大学は、地域にあってこそ大学といえるのである。信州大学は長野県＝信州で何ができるのかということになる。長野県では、1998年

の長野オリンピックにあわせて新幹線や高速道路などの公共事業が前倒しされ、空前の規模で実施されたため、オリンピック後には極端に公共事業が激減し、バブル経済崩壊もあって、長野県経済は危機的な状況である。そこで公共事業に依存しない方策のひとつとして、観光立県をめざすようになってきた。これは日本政府の観光立国政策とも連動するものである。そして長野県が観光立県を目指すとき、温泉は必要不可欠なものとして登場する。そうした意味で温泉史は、地域連携の側面からも可能性を秘めたジャンルなのである。

それだけではない。観光資源にかぎらず、地域産業の振興などを考えたとき、どこか成功した地域をそのまま真似ただけでは決して地域の活性化はできない。やはりそこにしかない何かを見つける必要がある。そのためには地域の個性、すなわち歴史や伝統をキチンと知らなければならない。そして人文学、なかでも歴史学は、人文学的手法で地域資源を発見するときに役立つのである。

おわりに

現地に保存されている山田庄左衛門家文書は、古文書とともに土地・建物が中野市に寄付され、今後アーカイブス施設として活用されるべく検討が進められている。近い将来、山田家文書は北信濃の歴史と文化を知るうえで重要な役割を果たしてくれるだろう。そこには創られたものではなく、そして他にはない確かな地域の歴史と伝統が語られ、地域の未来もそこから開けていくのだとわたしは確信している。

伊豆韮山江川家文書の史料群構造の特質

機関研究員 戸森 麻衣子

国文学研究資料館アーカイブズ研究系では2005年度より、静岡県伊豆の国市に所在する財団法人江川文庫との連携調査を実施してきた。江川文庫は江川家に伝来した古文書をはじめとする歴史資料を保存・公開するために設立された財団である。江川家の古文書の一部6000点余は1955年から1967年まで国文学研究資料館の前身である文部省史料館に寄託・保管されていた。しかし、1967年における財団法人江川文庫の設立に伴い、寄託が解除され、出所である伊豆韮山へ文書は戻された。それ以後は江川文庫により史料の保管・整理が行われてきたが、収蔵文化財の全体像を把握することにより江川文庫史料の価値を再確認しようという目的から、文化庁及び静岡県・静岡県伊豆の国市の補助事業による史料の悉皆調査が2002年度以降実施されてきた（古文書の外にも、江川家伝来の書画・工芸・典籍類の調査もあわせて行われた）。この先行する史料調査との協業という形で国文学研究資料館による江川文庫との連携調査は開始された。なお、国文学研究資料館と江川文庫は、かつて十数年間江川家文書が当館に寄託されていたという繋がりのみでなく、国文学研究資料館では江川文庫文書の一部をマイクロフィルム収集し、紙焼き冊子で公開することにより、江川文庫文書を利用した学術研究の進展に資してきたという来歴を有する。

国文学研究資料館では、江川家文書の史料情報採集作業のほか、史料情報の整理・編成を江川文庫との協力のもとに進めてきた。整理された史料群情報は、静岡県によ

り冊子型目録が刊行されるほか、国文学研究資料館のHPにおいて公開される。なお、すでに2006年3月より「伊豆韮山江川家文書」として江川家文書の目録情報をWEB上で公開しており、史料情報整理の進行次第、逐次更新していく予定である。

これまでの江川家文書の整理では、御用留をはじめとする近世の簿冊型史料の整理が優先されたと見られ、また、国文学研究資料館で公開されてきた江川文庫文書の紙焼き本も同様に簿冊型史料を中心としていたために、江川家文書は簿冊を中心とする文書群構成と認識されていた向きもある。しかし、今回の悉皆調査を経ることによって、多数の書付型史料の存在が明らかになった。江川家文書の総点数はいまだ未確定であるが、すでに史料情報整理が終了している総点数2万点余のうち、簿冊はその20パーセント程に過ぎず、他の大多数は書付型史料であるという形状上の特徴を有する。次に史料年代であるが、これまでは、近世江川氏に研究上の強い関心が向けられたことから、近代史料についての情報が把握されていなかったが、今回の調査によって近代江川氏代々の当主の活動を示す多数の史料の存在が確認された。なお、近代史料についてはまだ整理が終了しておらず、今後、継続調査予定である。

江川家文書は、文部省史料館への寄託以前は江川家が個人で保存・管理してきた文書群であるが、江川家の家文書のみで構成されているわけではなく、近世・近代における地方役所文書や江川氏が関与した諸組織の文書も混合されており、その構造は単純

ではない。そこで、さきに江川家の歴史を簡単に記した上で、史料群情報整理の過程で見えてきた江川家文書の史料群構造の特質について示したい。

江川家は戦国期に土豪として伊豆地域に勢力を有し、後北条氏につかえたが、天正18年の小田原の陣以後は徳川家康に従い、江戸開幕後は土豪代官として幕領を預かる官となった。近世の当主は代々太郎左衛門を名乗り、代官としての履歴は11代に及ぶ。代官の職掌のありようや代官役所の支配機関としての体制は時代時代における変容を遂げて行ったが、その変容に江川氏は対応し、江川家による支配は例外時期を除いて幕末まで続いた。代官江川氏の支配地は伊豆国・駿河国・相模国を中心に、時期によっては武蔵国・甲斐国にも及ぶ。

天保6年に幕府代官となった江川英龍（坦庵）は、代官としての職掌のほかには鉄砲方・海防掛を兼帯し、幕府における西洋兵制の導入に寄与した。洋式武器製造のための反射炉建設、江戸湾防禦のための品川台場建造は英龍の代表的事業として著名である。

明治維新後も韮山役所は韮山県ならびに足柄県の支庁として継続使用され、地方役所としての機能を閉じたのは明治9年であった。最後の代官である江川英武は明治元年、韮山県知県事に任命されるが、明治4年には明治政府の命によりアメリカへ留学し、明治12年の帰国後官僚となるが、職を辞して韮山に戻り、地域の教育者として生涯を送った。また、英武の子英文も学者として活躍した。江川家文書は、このような江川家代々の当主の活動を映す文書群構成となっている。

伊豆韮山江川家文書は、まず時代で三つに分けて構造把握できよう。①中世江川氏関係文書、②近世文書、③近代江川氏関係文書である。

①中世江川氏関係文書はごく少数で、江川家においても古い先祖ゆかりの文物として軸装等に改められて大切に保管されてきた。③近代江川氏文書は点数としては多いものの、内容は江川氏の家文書ということで全体を括ることが出来る(ただし、明治9年以後の文書が該当する)。①中世江川氏文書ならびに③近代江川氏文書と比較すると、江戸時代から明治初年にかけてこの江川氏の居住する葦山屋敷に蓄積された史料群の構造は複雑である。

近世江川氏は幕府代官という属性を有するのみでなく、幕府旗本の一員でもあり、また江川英龍以後は、加えて海防掛や鉄砲方などを兼務した。中世葦山城の古跡の山裾におかれた葦山屋敷は、旗本江川氏の私邸であるばかりでなく、幕領葦山代官所の役所空間も備え、また、坦庵が高島秋帆から伝授された西洋流砲術を指南する教場としての機能も有した。また鉄砲方の拠点として、担当役人の指揮・管理のもと反射炉や武器の製造は進められた。また明治維新後、葦山代官所の役所空間は葦山県・足柄県の地方役所としてそのまま利用された。このように、複数の組織が葦山屋敷というひとつの空間に包含され、それぞれが文書発生主体として機能していたとみられる。しかし、かつては組織単位に管理されていたと見られる文書が、現在は混合された状態で伝わっており、その現状が江川家文書の組織構造把握を困難なものとしている。

近世文書の中核は幕領葦山代官所文書である。ちなみに、現存する江川邸の主屋部分は旗本江川氏の私邸として利用された空間であり、幕領支配事務を取り扱った役所建築は、主屋の北西側、現在では梅林となっている場所に離れとして存在した。『葦山町史』12巻416ページにその執務空間の様子が描かれた絵が掲載されており、この建物で手附・手代は書類を調べ、宿村役人

の訴えを聞き、犯罪人の取調べを行ったことがわかる。絵に役所書類の保管状況は示されていないが、この執務空間につながる部屋に先例等を参照するための書類が保管されていたと考えるのが妥当であろう。

代官の下吏である手附・手代は担当制をもって支配事務を分担した。とはいえ、このような掛体制が整備されたのは近世後期に入ってからで、近世前期はことなる仕組みで役所運営がなされていたと見られる。しかし、残存する葦山代官所文書の大部分が近世後期に作成された文書であることから、掛単位の文書管理が貫徹していると仮定して葦山代官所文書を各掛単位に分類・把握してみたい。各掛に対応した文書群のシリーズ分類として「地方」「公事方」「勘定方」「島方」「江戸役所」「出張陣屋」「代官所役人」「郷土・地役人」などが想定される。

「地方」は代官役所業務の中核部分である。支配地からの年貢諸役徴収、江戸への廻米・金納に関する文書をはじめ、支配地の宿村の状況を把握するために備えられた村明細帳・宗門人別帳などの書類がある。また、目立つのは郡中入用の運用にかかわる書類や宿村への貸付金関係書類、支配地内で実施された河川の御普請にかかわる記録、御林の利用に関する記録である。なお、宿村貸付金には時代や貸付金運用のしくみの違いによりさまざまな貸付金制度があり、その判別は容易ではない。

「公事方」は民事・刑事事件や裁判関係部門で、村方から代官所に届けられた届書類と、その届に基づいて事件の措置について幕府勘定奉行所に立てた伺書類・届書類とに大きく分かれる。「公事方御用留」「被仰渡留」「置証文留」「申渡留」「請証文留」は、公事方の担当者が後の参照とするため、事件や裁判の処理過程ごとにわけて文書を写して留めた簿冊である。

「勘定方」は役所会計部門である。勘定方担当者は御用金や代官所運営資金として幕府から交付された「諸入用」の使用を記録し、金銭出納の管理を行った。なお、御用金や諸入用は葦山役所のみでなく江戸役所でも扱われているので、その両役所間の調整や帳簿管理がどのように行われたかを考える必要がある。

「島方」は伊豆諸島の地方支配にかかわる部門である。伊豆諸島については本土の宿村とは異なる支配形態を取っていたので、「地方」の一部門ではなく、独立の部門と把握した。「島方御用留」という名称の御用留書類を別途作成していることから独立性をうかがい知ることが出来る。

「江戸役所」「出張陣屋」はその名の通り、江戸役所や出張陣屋で作成された書類の一群である。役所を引き払う際に葦山へ送付したと見られるが、残存点数は多いとはいえない。また、葦山役所と江戸役所の往復書類をまとめた簿冊が数種存在し、役所間の連絡を扱う担当者が定められていた可能性もある。

「代官所役人」「郷土・地役人」は、手附・手代・書役や武家奉公人の身分や待遇・取り締まりについて記した文書群と見るが、担当者が置かれていたかは不明である。

以上のほか、置金・置米関係事項、葦山役所農兵関係事項、愛鷹牧関係事項を記した文書の一群の存在が認められる。

葦山を拠点とした地方行政は明治10年前後まで継続し、葦山役所の役所機能も明治9年まで引き継がれた。葦山県役所(明治元年秋より明治4年11月まで)、葦山県が合併された足柄県の支庁としての使用である。この時期の行政文書には近世との連続性がみられるが、組織改変を経ているので別途把握した方が適当であろう。

先に述べたように、江川太郎左衛門英龍の反射炉建造や品川台場建造は兼帯役にお

ける職務のひとつとして実施されており、海防掛、鉄砲方関係は代官関係とは別項を立てる必要がある。海防掛関係では担当役人がまとめた簿冊として「御備場御用留」があり、ほかに海岸巡見関係史料や船舶建造関係史料が存在する。鉄砲方では部門の記録として作成された「鉄砲方御用留」「高島流砲術御用留」のほか、反射炉や鉄砲・大砲製造関係史料がみられる。なかでも鉄砲・大砲製造の図面史料がまとまっている。西洋砲術指南のために葦山で開かれた葦山塾、江戸で開かれた繩武館の門人帳や砲術指南関係書籍もこの部門に含まれよう。なお、海防掛・鉄砲方の運営を担ったのは、葦山代官所付属の手附・手代とは形式上別組織の人員、すなわち鉄砲方手代や江川氏の直臣を中心とする構成であったとみられる。

また、旗本江川氏としての活動を示す文書は代官文書と分けて捉える必要がある。江川氏の旗本文書としては由緒書・先祖書・

家系図といった中核文書のほか、家督、親類・家臣などに関する文書、菩提寺本立寺関係文書、冠婚葬祭関係等の史料群が存在する。また、一般に旗本は知行所から納入される年貢米金を収入としているのと異なり、江川氏の場合、葦山屋敷の周辺に「御囲地」と称する地所を所有し、金谷村最大の地主として存在していた。金谷村の村政文書が江川家文書中にあるのはその理由による。家政に関しては、衣食住の消費を記す帳簿類や家計管理を記録する諸書類の存在が認められる。ほかに、歴代当主による役務以外の活動にかかわって蓄積された文書群が存在する。典籍類、和歌・漢文等の文化的素養に関する史料がこれにあたる。

近代江川家文書は旗本江川氏文書を基本的に継承した史料群構造となっている。すなわち、金谷村の江川家所有田畑山林に関する文書の一群、家政・家計に関する文書、家族・冠婚葬祭関係文書などが存在する。近代江川家文書で特徴的なのは、江川英龍

を代表とする近世の歴代江川家当主のほか、江川氏の西洋砲術伝授や武器製造事業に参加した人物の事績を顕彰するためにまとめられた家史編纂物の存在である。また、江川英武のアメリカ留学関係史料も大切に保管されてきたと見られ、充実している。

伊豆葦山江川家文書は、幕府代官所文書、海防掛・鉄砲方文書、旗本文書の複合が見られるという点で特に近世文書にその文書群構造における特質を有すると評価できる。しかも、上記各組織の文書がほぼ同等に残存しているという点で他に例のない史料群構成となっている。江川家文書を利用する際には、その文書が江川氏のどの活動に即して作成されたか押さえたうえで読み解くことが必須である。そのための前提として、今後の文書整理の進捗をふまえ、江川家文書の史料群構造をより精緻なレベルまで確定していく必要があろう。



「伊豆葦山江川家文書データベース」を公開しています

⇒http://archives.nijl.ac.jp/db/internal/EGAWA-FNDN/egawa-DB_top.htm



- ・「伊豆葦山江川家文書データベース」ホームページは(財)江川文庫と国文学研究資料館の協力関係のもとに公開されるものです。資料の整理、情報の集約は、文化庁及び静岡県・静岡県伊豆の国市の補助事業である江川文庫古文書史料調査と、(財)江川文庫・国文学研究資料館などとの協業によります。また、データベース作成には人間文化研究機構本部の助力を得ました。
- ・江川文庫での資料閲覧については、現在総合調査を進めており、公開体制が整うまで、当分の間お待ち願います。なお、国文学研究資料館では古文書類の一部を写真(紙焼)にて公開しています。

「伊豆葦山江川家文書データベース」ホームページの構成

- 目録ナビゲーション：概要から各部分一覧へ
- 江川家文書目録(目録全文)
- 江川家文書画像データコレクション
- (参考) 国文学研究資料館史料館マイクロフィルム収集資料目録

北朝鮮に残された日本資料

米国立公文書館所蔵“Captured Korean Documents”から
見る戦後東アジア

加藤 聖文

2006年2月・9月・2007年1月の三度にわたって米国立公文書館において朝鮮統治時代の日本側史料の調査を行った（調査参加者：安藤正人・加藤聖文・栗原純・林雄介・谷ヶ城秀吉・通堂あゆみ・中尾道子・砂田篤子）。主な調査対象となったのは、“Captured Korean Documents”（RG 242）という史料群であった。

この史料群は、朝鮮戦争の最中に米軍が押収した北朝鮮側の記録である。中心となるものは北朝鮮の政府・党・軍が作成した文書と刊行物（雑誌・新聞）であるが、そのなかに混在するかたちで日本統治時代の刊行物、さらには北朝鮮で作成された文書の一部には日本統治時代の文書が反故紙として再利用されたものが散見される点で興味深い史料群となっている。

調査自体はまだ完了しておらず、全体で1299箱を数える史料群の内、約500箱の調査が完了したに過ぎない。この史料群は、北朝鮮建国初期の国内統治体制の形成過程と朝鮮戦争における北朝鮮軍の動向が窺える極めて貴重な記録である。すでに、韓国の国史編纂委員会などが調査を行っており、韓国現代史研究者の間では知られたものであるが、そのなかに混在する日本資料については、韓国現代史とは関係が無いためほとんど注目されてこなかった。このような事情から史料が持つ重要性を鑑み、本稿ではいくつかの事例を中心とした中間報告を行う。

まず、混在する日本資料のなかで刊行物を取り上げてみる。典型的な事例と考えられるのは、『昭和九年 朝鮮経済年鑑』

（Box No. 1004）である。この年鑑は、表紙を開くと「新義州商工会議所 第121号 昭9.1.16 □」の蔵書印があることから、もともとは新義州商工会議所の蔵書であったことがわかる。さらに、次のページを開くと「外務局蔵書」という蔵書印が押されている。これは北朝鮮外務局の蔵書であったことを示している。そして、最後の裏表紙には、「SHIPPING ADVICE #2011 BOX #3 ITEM #10」と「Batch No. 278 Item No. 50」の印が押されているが、これは米軍によって押収されてから、ワシントンへ送られた際の整理番号である。

この三種類の印から、日本時代に新義州商工会議所が所蔵していた書籍が敗戦後に北朝鮮政府に接收され（ソ連軍が介在していたかは今後の課題）、その後朝鮮戦争の勃発によって米軍に占領された際、本来は日本の書籍だったものが北朝鮮の書籍として米軍に押収されたという歴史的経緯が読み取れよう。ちなみに、朝鮮戦争で押収された記録は、東京を経由してワシントンへ送られていたが、その際に後述するような資料の混在が発生していた。

もう一つ、『漢北と南海—アジア史における砂漠と海洋—』（Box No. 1006）という一般書は、「平安北道庁地方課内紀元二千六百年奉祝記念文庫」と「外務局蔵書」の蔵書印、「SHIPPING ADVICE #2011 BOX #3 ITEM #24」・「Batch No. 232 Item No. 39」の整理番号が押されていた。これは道庁の蔵書が北朝鮮政府へ引き継がれたケースである。

北朝鮮外務局の蔵書には、このような団

体や公的機関の蔵書以外にも、個人が所有していたものも含まれていた。例えば、『朝鮮の経済』（Box No. 1007）は、「松本蔵書」の印があることから個人が所有していたものと思われる。

この他、『康徳八年版 満洲開拓年鑑』（Box No. 1004）は、当時の中朝関係を顕す興味深い事実を明らかにしている。これは表紙に紙が貼られており、それには本書は外務局が「中国同志」から「当分間借用」したものであるため保管には十分気をつけるようにとの注意書きが記されていた。この一冊から、満洲国時代の書籍が中国共産党から北朝鮮へ貸し出されていたという朝鮮戦争前夜の中朝関係の一端が窺えよう。また同時に、なぜ北朝鮮がこの年鑑を必要としていたのか考えさせる史料となっている。

紹介した書籍は、国内で見ることのできないような貴重な「資料」とはいえない。ただし、そこに刻印されている蔵書印から戦後東アジアの激動の一端が窺える貴重な「史料」となっている。

また、この史料群には、書籍以外にも日本統治時代の公文書が混在している点が特徴である。ただし、日本統治時代の文書そのままではなく、文書の裏面を再利用したいわば「紙背文書」のようなものと考えた方がよからう。

こうした紙背文書（未使用のものもあれば使用済みのものもある）は、現在調査しただけでもかなりの数を確認することが出来た。

使用されている用紙も多種多様であり、元は「陸軍」や「金融組合」の野紙であったもの他、「軍事扶助調査（魚郎面長から咸鏡北道知事宛）」・「入営応召軍人家族名簿」・「要種痘者名簿」といった表題のついた未使用文書を活用したものの以外にも、「紙数表紙ラ除キ九拾枚 咸鏡地方法院長

という厚手の表紙をそのまま表紙として活用した簿冊（中身の文書は全く異なる）もある。

また、すでに使用されていた文書も積極的に再利用されたようで「民籍簿（瑞興郡梅陽面）」や「支出決議書（江原道山林会麟蹄郡支部）」、さらには麟蹄郡および麟蹄郡農会の決裁文書も複数発見できた。この他、そのまま実際の電報に使用されていた「電報送達紙」や「寄留呈報」という満洲国から朝鮮の役所に送られた文書なども見られた。

これらの文書は、もともとの簿冊が解体されて一枚一枚バラバラにされ、公文書・印刷されたピラ・中表紙・下書・メモなど様々な形で再利用されていた。

日本時代の簿冊が解体されずにそのまま残存していたケースは今のところ「除籍簿」（箕林里）のみである。その他には「郵便所庁舎写真帳（平北）平壤郵便局」という生写真を貼った写真帳が一冊あった。

こうした断片的な情報から窺えることは、日本統治時代の文書で北朝鮮に引き継がれたものが以外と多くあり、それらが朝鮮戦争勃発までの間に様々なかたちで再利用されていったという事実である。敗戦時の焼却という短期間で捉えるのではなく、日本統治の記録の喪失は、戦中から戦後の一時期までという長い期間のなかで捉え直す必要があらう。

なお、押収された北朝鮮の公文書を見ても日本時代の公文書の様式を踏襲しているものを多く見つけることが出来る。「公文書発送簿」・「発送文書綴」と題された文書綴の構造や決裁文書・通達文の様式などはほとんど日本の公文書と同じである（表紙写真参照）。これは、北朝鮮に限らず韓国でも1960年代まで見られる傾向であるが、こうした日本型の文書管理制度がどこまで影響を与えどの時期まで続いていた

のかを明らかにすることは、東アジアという広い視野から近代以降の文書管理制度、さらには近代官僚制度を捉え直すことにも繋がらう。

このように、この史料群は単なる北朝鮮の記録というだけではなく、日本とも関わりの深い文書を含んだ構造になっているが、それ以外にもこれまで知られてこなかった重要な文書を含んでいた。それは、この史料群が前述したように東京を経由してワシントンへ送られた過程で全く関係のない文書が混入する結果をもたらしたことが直接の原因となっている。

北朝鮮で押収された文書に混入した全く無関係な文書は、東京で収集された日本の文書、しかも軍事関係を中心とするものであった。これは、とくにソ連関係の軍事情報が中心であったことから、特定の目的によって集められ、第一復員省を経由して米軍へ引き渡されたものと推測される。

米軍による押収ではなく、引き渡しであるとする根拠は、戦後の第一復員省文書も含まれることと、第一復員省の資料課がGHQの指令によって対ソ関係の軍事情報を積極的に集めていたことを示す文書も含まれているからである。また、その過程には対連合軍陸軍連絡委員長であった有末精一を中心とした有末機関が関わっていたことも窺える。

この一連の文書が混入した経緯については改めて検討を行いたい。収集された文書は戦時中から戦後にかけてのものであり、そのうち敗戦までの文書は、下記のようなソ連軍に関する文書が中心であった。

- ・「極東ニ於ケル「ソ」軍ノ兵力配置表」（1945年8月10日）
- ・「「ソ」軍現用牽引車性能概見表」（1945年1月末：大本営陸軍部）
- ・「日ソ戦綴」（1945年8月9日：大陸第五課）

- ・「赤軍将官数一覧表」（1944年8月1日）
- ・「「ソ」軍編制関係略語表」（1941年7月2日：参謀本部）
- ・「蘇軍後方関係図表」（1938年1月23日：関東軍参謀部）

つぎに、敗戦後に作成された文書は下記のような戦時中の日本の軍組織に関する情報などであった。

- ・「軍務発第七一六号 特別勤務機関ニ関スル資料送附ノ件」（1945年10月1日：陸軍省軍務局長より有末機関長宛）
- ・「「ソ」聯及支那関係情報ノ収集要領（案）」（1945年12月11日：第一復員省）
- ・「終速報甲第三〇七号（第一項ノイ）ニ基ク在「ハルビン」日本特務機関ノ機能及方法ニ関スル報告」（1946年4月27日）
- ・「第四〇八号 終戦ニ際シ瑞典武官室ノ状況報告」（1945年9月18日：瑞典公使館附武官より次長宛）

上記の文書（全体の中の一部）は第一復員省において収集されたものであるが、戦後の対ソ情報をめぐる旧陸軍と米軍との関係が窺える点で興味深い史料といえよう。この他にも「昭和十七年金谷桂治安維持法違反事件訊問調査」（神奈川県特別高等課）・「外牒容疑者名簿」・「在留露国人調」など神奈川県下で作成された各種警察関係文書や「昭和二十年度 発来翰書類綴」（長崎地区憲兵隊）といった押収されたと思われる文書も混在する。

今回は調査が完了していないため史料群の紹介にとどめるが、今後はすべてのBOXを精査した上でこの史料群の構造を明らかにし、史料群形成の過程を明らかにしてゆきたいと考えている。

「阿波国蜂須賀家文書」幕末・明治期史料の公開

日本学術振興会特別研究員（2003～2005年度） 久住 真也

今回当館アーカイブズ研究系では、「阿波国蜂須賀家文書」のうち、幕末・明治期を中心とした史料を閲覧に供することになったので、若干の紹介を行いたい。

当館所蔵の蜂須賀家文書は、近世大名の内部構造や領地支配の実態などを知ることのできる貴重な文書群である。旧文部省史料館時代の昭和27・28年度に主要なものが購入され、『史料館所蔵史料目録 第4集』（昭和30年）（以下『目録』）が刊行されることで、一般に広く公開されてきた。その具体的内容については、同日録の解題が詳しく、簡潔に知るには当館編『史料館所蔵史料総覧』がある。後者によれば、蜂須賀家文書は、主として①蜂須賀家の家文書、②藩庁文書、③家臣関係文書、④家史編纂史料（未整理）とされている。今回閲覧に供するのは、④を中心とした文書群である。

一般に明治中後期には、明治維新における藩、藩主の事績を編纂する事業が多くの旧大名家で始められ、中には昭和戦前期まで続けられたものもある。その間の事情を簡単に説明しておく。明治21（1888）年7月に宮内省から島津・毛利・山内・水戸徳川家の当主にペリー来航から廃藩置県にいたる国事の記録調査が命じられた。それを契機に、翌年には島津を中心とした旧雄藩主らによって、旧大名諸家の連合による幕末維新史料調査団体である史談会が結成された。当時の蜂須賀家当主であった蜂須賀茂韶は、史談会の幹部として他の旧藩主とともに、「明治中興史」編纂を宮内省に働きかけるなどの運動を行っている。そのよ

うな背景もあり、蜂須賀家では少なくとも明治24年には「国史編纂材料御覧集」のため、旧藩士に対し、当時の事実記録の提出を命じている。

一般に、旧藩の家史編纂事業は、予算の関係などから、事業のなかばで頓挫したものもあり、また完成しても刊行にいたっていないものも見られた。しかし戦後になり、各地の博物館や県などの文化振興事業の一環として、戦前における成果が刊行されているのは喜ばしい。例えば『肥後藩国史史料』、『鹿児島県史料 斉彬公史料』、『同忠義公史料』、『山内家史料』、『贈従一位池田慶徳公御伝記』など、今現在も第一級の資料として広く研究などに用いられているものも少なくない。

また、一方でこの蜂須賀家文書のごとく、家史として体系的な形として完成はせず、また刊行にもいたらなかったが、そのため史料が膨大に残されている例は少なくなく、大変重要なことである。

幕末の蜂須賀家、阿波藩は11代将軍徳川家斉の22男である斉裕を藩主に迎えた関係で、家門大名並の家格を持ち、中国諸藩と連携して国事運動に積極的に参加している。さらに、明治初年には廃藩をめぐる政局の中で、藩主茂韶が重要な役割を果たしたことが近年知られるようになった。しかし、刊行されている史料がほとんど皆無に近いので、具体的な研究はなかなか困難であり、阿波藩や蜂須賀斉裕・茂韶などの動きも一般的には十分知られていない。それゆえに、未刊（未完？）の家史編纂事業に関わる史料が存在することは重要な意味を持つ。

これらの旧藩の編纂史料は、幕末から明治にかけての旧大名と藩の国事活動に関わる史料を幅広く渉猟しており、幕末・明治期の政治史や旧大名の研究にとって史料の宝庫とすることができる。特に、近年幕末から明治にいたる、薩長以外の諸藩の動向や役割などが注目されていること、さらに旧大名における家史編纂事業の実態が着々と明らかにされつつあることなどを鑑みると、この蜂須賀家文書の幕末・明治期史料が公開されることは、大いに意義があると言えよう。

実は、この幕末・明治期史料の存在は、当館の館員であった故鎌田栄吉氏がその一部を世に紹介したことで、維新期の研究者の中では、注目されていた史料群である（『文部省史料館報』第六号、昭和43年）。『目録』には「史料雑纂綴」として、解題において紹介されていたが、史料番号の識別に不備があったため、閲覧に供されない状態になってしまっていたのである。

旧文部省史料館では、蜂須賀文書は昭和27・28・38年の3度に分けて購入しており、『目録』の中心を占めたのは27年と28年の購入分である。因みに38年分は、「蜂須賀家文書」の一環を構成するものとして購入されたものだが、内容は家臣である賀嶋家の文書である。また、同じく38年には旧蜂須賀家家臣であり、維新後に内務省御用掛や東京帝国大学講師を歴任した、小杉楓邨が蒐集した阿波国に関する古文書、古記録を購入している。従って、当時史料館は蜂須賀家文書を合わせ、昭和20年代から30年代にかけて広く阿波国に関する史料を蒐集していたことになる。

今回改めて公開される幕末・明治期史料は昭和28年の第2期の購入時に含まれていたものであり、何らかの理由で目録への収録が見合わされたものである。昭和28年の「学術史料蒐集簿」によって第2期の購

入史料リストを確認したところ、全197点のうち、No.129以降に幕末・明治期史料が多く含まれているのが分かり、No.128との間に鉛筆で区切りを示す波線が引かれていることが確認できた。したがって、特定の意図をもって、幕末・明治分の収録を見合させたのは明らかである。

しかし、その一方で第2期購入分のうちの数点の幕末・明治期史料が『目録』に収録されている。先の「学術史料蒐集簿」を見ると、No.148の「筑波山戦闘記」という史料タイトルの部分に「→1488」と鉛筆書きがあり、『目録』で確認すると、まさしくNo.1488が同記録であった。その他にも同じように、「蒐集簿」のNo.129以降の11点（幕末関係、明治の家政関係など）が抜き出されて『目録』に収録されたことを示す鉛筆書きがある。この選別意図は今のところ判然としない。

今回閲覧に供する史料は全部で346点であるが、それは目録上のタイトルの総数であり、1タイトルにつき数点が含まれるものもあるので、実際は数倍の数になる。内容は大きく分けると①幕末政治関係、②明治初年の藩政改革や学校関係、③明治期に作成された旧徳島藩士の履歴書（家史編纂事業のために旧藩士が自ら作成・提出したもので「成立書」などと言われる）、④蜂須賀家の家政に関わる史料群に大別できる。①～③の史料群は、家史編纂事業において数冊の縦帳その他が合綴されたものであり、そのため内容を細かくみて、1点毎に細分化してゆけば、相当の分量となる。また、写本と共に多くの原文書が綴り込まれているのも貴重である。その一方、④の家政関

係の史料は1点ものが多い。これは明治期の華族の生活や邸宅、財政状況を知りえるものであるが、今回の仮目録作成においては、数があまりに多いため、何点かでひと纏めにしているものも多い。したがって、閲覧に際しては1点毎に注意深く精査されることを希望する。なお、今回併せて蜂須賀家の芸能関係の史料164点と、近世期の史料3点を新たに公開する。これらは昭和27年度に購入されたものであるが、やはり何らかの理由で『目録』への収録が見送られたものと推測される。

また、蜂須賀家に関わる史料は、当館のほかいくつかの機関に分離されて所蔵されている。その内容についてはいまだ十分な調査は行っていないが、最近公開されたものの中では、徳川林政史研究所所蔵の「蜂須賀家文書」が注目される。同所作成の目録によれば、公開史料は133点であり、当館所蔵のものと同様に、何点かの写本や原史料が合綴されたものが多いので、枝番号形式をとれば数倍の点数になるであろう。

ここで林政史所蔵史料の形態、内容を簡単に説明しておくことが、後便となろう。史料の特徴としては、上記のように数点毎に合綴され、1点の縦帳に仕上げられている点、多くは筆写史料であり、「徳島藩」や「蜂須賀」、「澄水館」などの罫紙を使用している点、合綴してある縦帳の表紙に、史料タイトルや内容を記した付箋がある点など、当館所蔵の家史編纂関係史料と共通した性格のものが多い。ただし、当館所蔵史料の方が、板紙（当館購入前から付されたものと推定）によって、合綴した史料の両側を綴じているのに対し、林政史所蔵史

料は、同所が購入後、整理の段階で手を加えてきれいに装丁しており、合綴された史料ひとつあたりの、もとの史料の数も当館所蔵史料より少なく、そのため外見もそれほど厚くないという違いがある。

次に内容であるが、時代的には近世全般、さらに幕末、維新时期に及んでおり、阿波藩や蜂須賀家に関わる記録類が多くを占める。特に、明治初年の藩政改革や幕末以降の農兵関係史料は内容も充実しており、当館所蔵史料と併せ見る必要がある。また、当館所蔵史料の注目すべきものとして、前述の藩士の成立書があるが、林政史所蔵史料では、藩士より、藩主家の家譜類や系譜類が充実していると言えよう。また幕末期の史料で当館所蔵史料と重複したものが1点ある。他にも『目録』に収録された、いくつかの風説、風聞史料と同様の竖冊の原史料もあり、特に「維新関係史料」と題された、25冊の万延から慶応期にかけての政治情報を収録した風聞関係の史料は注目される。タイトルは、明治期になって付されたものであるが、内容は原史料であり、藩の公的なものか俄に判断できないが、中央政局に関わる重要な情報を多く収めている。

総じて林政史所蔵史料は、当館所蔵史料と密接に関連する史料群であることが判明した。当館所蔵史料と併せ用いることで、近世から明治期にいたる蜂須賀家や藩政の動向、さらには家史編纂事業の実態を知ることのできる好史料である。今後他の機関に分離しているものも含め、蜂須賀家という旧大名の史料の全体像が明らかになれば、文書群の構造も明らかになるだろう。関係機関の協力を期待したい。

書評

国際アーカイブズ評議会建築記録部会編、安澤秀一訳
『建築記録アーカイブズ管理入門』（番肆ノワール、2006年7月）

明星大学・東京理科大学非常勤講師 倉方 俊輔

1 はじめに

昨夏、国際アーカイブズ評議会建築記録部会編『建築記録アーカイブズ管理入門』が、安澤秀一氏の訳によって、番肆ノワールから刊行された。アーカイブズ学から建築資料を論じた書籍として、今のところ日本語で読める唯一の書籍である。

評者（倉方）は建築史学を専攻し、日本近代建築史を専門に研究を行っている。明治～昭和初期に活躍した建築学者・伊東忠太（1867～1954）の研究などを通して、未発表資料の発掘・整理に携わったことから、アーカイブズ学への関心を増した。（財）日本建築学会内に設立された建築アーカイブズ小委員会に参加した関係で日本アーカイブズ学会に招かれ、安澤氏と知己を得て、翻訳に助言を行なう機会を与えていただいた。原著と訳書を通じて多くの知識を吸収し、アーカイブズ学の体系的と実務性をいっそう認識させられた者の一人である。

本書を総論すれば、建築記録に関わる実務面を中心として、記述は広範囲に及び、広くアーカイブズ関係者、建築関係者に寄与する待望の一冊ということになる。アーカイブズの専門家でない評者にとって、要点がコンパクトに集約されていることは大変にあり難く、少なからぬ新知識も得ることができた。評者が本格的な書評を展開することは、能力の範囲を大幅に超える。したがって、本欄では本書の概要を述べ、あわせて（社）日本建築学会内に設立された建築アーカイブズ建築小委員会の取組みを紹介することとしたい。

2 本書の概要

本書は国際アーカイブズ評議会（ICA）の中に組織された建築記録部会の討議を経て2000年に刊行されたものの日本語訳である。本論は7章からなり、建築記録の種類、収集の原則、評価・選択・処分の方法、物理的な整理の手続、リストの作成、保存修復、公開の手続きなどが論じられている。新たに加えられた訳者による序論は本書の全体構成を示し、平易な導入の役割を果たしている。末尾に追加された、安澤秀一「解題 電子記録管理論への誘い」は、独立した論考としても重要な内容であり、最新の知見によって本論の補完としての役割も果たしている。以下に目次を掲げる。序言 序文 序論 第1章 建築記録の種類 第2章 取得原則、基準と方法論 第3章 評価、選択、処分 第4章 建築記録の配列 第5章 建築記録の記述 第6章 建築記録の物理的保存処理 第7章 閲覧と普及：研究と展示建築アーカイブズ専門用語集参考文献 解題 電子記録管理論への誘い 訳者あとがき

3 アーカイブズの基本原則と建築資料

本書が、評者のようにアーカイブズ学に馴染みが薄い者を安心させるのは、アーカイブズ整理の基本原則はそれほど複雑でないことだ。読者にとっては周知の事実とも思われるが、それを改めて述べて、評者の理解を示したい。

建築資料を含む、すべての資料整理的方法的な枠組みは二つの簡単な原則に則していることが、本書の第1章をはじめとした

各所に示されている。

一つは「出所原則」である。これは資料を、それを作成、保管してきた組織体ごとに捉え、一つの出所を持つ資料群は、他の出所を持つ資料群と混同して整理してはいけないということだ。

もう一つは「原秩序尊重の原則」。これは資料のもともとの編成を尊重して、できる限り残すことを求める。具体的には、袋に入った文書、ファイルされた書類、紐でくくってある帳簿類といった保存形態の現状をむやみに変更しないということである。こうした原則は評者の研究経験と照らし合わせても納得できる。日本で最初の建築史家であり、建築家である伊東忠太の歴史的位置づけを行なう上では、図面資料がどの袋に入っていたかという情報が有力な手がかりとなった。活動の幅広さに対応して、伊東が生み出した資料は膨大だ。幸いなことに、その多くが2つのアーカイブズとして残された。日本建築学会建築博物館と東京大学建築学科の資料群である。

建築博物館の資料には、学生時代の日記や番簡、フィールドノートなどが含まれる。2000年に建築博物館の第一号資料として遺族から寄贈された。受け入れ以前に目録整備の委員会が発足し、評者も参加する機会を得た。引き続き設置された委員会で保存状況の改善や閲覧規則の制定を行い、現在、資料は広く一般の利用に供されているまでに至った。

もう一方の東京大学建築学科の資料は、数年前に発見されたばかりだ。未発表の図面や草稿などが収められている。大学の研究室にあったものが、そのまま倉庫に残されていたらしい。概要目録は作成したが、いまだ整理が付いていない状態である。

直筆の図面は、いくつもの箱に散らばっていた。評者は入っていた箱や袋を変えないように注意しながら、それぞれの概要を

リストにまとめる作業に2年近く従事した。

解釈する際に悩みの種となるのは、必ずしも図面に建築名が書かれていないことだ。日付があるとも限らない。最初から他人への伝達や保存を意図した資料だったら、こうしたことは少ない。情報の不備は、外向きでない資料の宿命といえる。それは逆に言えば、作者の創造の秘密や、公式文書には出てこない過程に迫れる可能性が高いということでもある。

解説の上では、資料の内容だけでなく存在した場所も、一つの情報となる。収められていた場所や、どんなものと一緒になっていたかということから判明することは少なくない。その情報は構成を動かせば、永遠に失われてしまう。

同時に気づくことがある。こうしたアーカイブズ学の原則は、特定の目的を持った研究者・整理者が、ともすると忘れがちなものだということである。アーカイブズの目的は、つまるところ、人間の営みが生んだ情報資源を、できる限り広範な人間が利用可能な状態に置くことである。資料は永続性と共に、公開性も求められる。

別の視点から見れば、アーカイブズ化とは資料を特定の人間から切り離す作業といえないだろうか。資料は属人的な枠を越えた公共的な広がりを獲得することで活きた情報となる。アーカイブズ学はそのための専門的で実践的な体系だと認識する。

建築関係者にとって大事なことは、その存在を評価すること。すなわち、アーカイブズの基本原則を理解した上で、具体的な資料整理については可能な限り専門家（アーキビスト）の協力・助言を得ながら進めることだと評者は考える。それによって初めて、建築資料に固有の価値や楽しさが、持続的に生まれであろう。

4 日本建築学会の建築アーカイブズ小委員会

2001年、「近代建築資料総合調査特別研究委員会」（委員長：鈴木博之）が日本建築学会に設置された。各方面の専門家の協力のもとで各種の企業・機関を調査してまわり、3年後には国内の建築資料をめぐる状況を報告書にまとめることができた。

対象としたのは、近代における次のような資料類である。(1)建築物の記録となるもの（図面、仕様書、竣工記録等）、(2)意匠的な価値を有するもの（建築物や備品の部材等）、(3)技術的な価値を有するもの（建築物や工業製品の部材、標準設計等）、(4)建築をつくるための用具（工具、建設機械等）、(5)建築活動を明らかにする諸資料（建築関係者の遺品、聞き書き等）。

調査の結果、予期した以上に多彩な建築資料がさまざまな場所に残されていることが明らかになった。残されるに至った理由は、種々である。改修設計などの現実的な価値のために保存されている場合もあれば、博物館などで資料として公開されているものもある。企業や学校の歴史を顕彰する用をなしているものもあれば、個人的な愛着ゆえに破棄を免れている資料も存在する。いずれにせよ、近代日本の建築文化を伝える資料が、ゆかりのある場所に分散して保管されていることは、好ましい状況といえ

る。

しかしながら、問題も無いではない。分散した資料が、相互に連絡を欠いていることが、その筆頭に挙げられる。それゆえに、資料の価値が広い視野から見積もられない、あるいは、保存手法に適正さを欠くという不十分さが生まれている。会社の合併などに伴う機構の改編によって、社会的に貴重な資料が失われてしまう。そんな事例も少なくない。

残念ながら、日本の建築資料をめぐる状況は十分なものといえない。個々の資料を守ることに併行して、さまざまな場所に分散している建築資料をつなぎ、それらを取り巻く全体的な仕組みを好転させることが、早急に求められる。

各種の企業・機関を横断する建築資料データベースの構築、建築資料の整備や公開に関する指針の作成、建築資料の受け入れや周旋などをリードする組織が必要ではないかと考える。

2005年度から同委員会は「アーカイブズ小委員会」に改組され、調査と研究を進めている。アーカイブズ学に通じた皆さまからのご助言とますますの情報共有を期待したい。この度、安澤秀一氏の訳で刊行された本書は、そうした連携の基礎として大きな役割を果たすことは間違いない。

アーカイブズ・ニュースレター 6号

発行日 2007年3月30日

編集 アーカイブズ研究系

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館
〒142-8585 東京都品川区豊町1-16-10

Tel.03-3785-7131 Fax.03-3785-4456 <http://www.nijl.ac.jp>

印刷所 三鈴印刷株式会社

©人間文化研究機構 禁無断転載

*本誌は、文部省史料館のちには国文学研究資料館史料館（通称国立史料館）が発行していた『史料館報』1～80号（1965年3月～2004年3月）の後継誌としてお取り扱い下さい。